

## 青少年のインターネット環境の整備等に関する検討会 第19回会合議事録

日 時：平成25年10月7日（月）15:29～17:22

場 所：内閣府（4号館）共用第4特別会議室

出席委員：清水座長、藤原座長代理、植山委員、奥山委員、尾花委員、国分委員、曾我委員、高橋委員、半田委員（代理：伊藤氏）、別所委員（代理：吉田氏）

（参考人）：泉原克人（LINE（社）執行役員）、大倉健嗣（LINE（社）政策担当弁護士）、岸原孝昌（（一社）モバイルコンテンツ審査・運用監視機構（EMA）事務局 広報担当）

（内閣府）：杵淵審議官、山岸参事官

（オブザーバー）：

内閣官房IT総合戦略室参事官、警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課課長、警察庁生活安全局少年課少年保護対策室長、総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課課長補佐、法務省大臣官房参事官、文部科学省スポーツ・青少年局青少年課長併参事官、経済産業省商務情報政策局情報経済課長

### 議事次第

#### 1. 開 会

#### 2. 議 題

（1）ソーシャルメディア運営事業者等からの意見聴取

（2）報告案件

（3）その他

#### 3. 閉 会

#### 4. 議事内容

○清水座長 それでは、多少早いかもしれませんが、構成員がお集まりになりましたので、始めさせていただきたいと思えます。本日は第19回の検討会でございます。お忙しい中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、最初に、委員の出欠状況につきまして、事務局からお願いします。

○山岸参事官 事務局の山岸でございます。前任の山本にかわり着任いたしました。これからもよろしくお願ひいたします。

それでは、御報告をいたします。本日は、清原委員、五十嵐委員の2名が御欠席され、委員の代理での御出席につきましては、半田委員の代理で伊藤様、別所委員の代理で吉田様に御出席いただいております。

以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

それでは、次に、事務局から本日の配付資料の確認をお願いいたします。

○山岸参事官 配付資料でございますが、まず、議題次第でございます。2枚目に資料の一覧がございます。資料は資料1から資料4までございます。

議題（1）関係、資料1が「LINEのご紹介と各種対策について」でございます。

資料2が「EMAの現状と青少年保護・健全育成の取組について」でございます。

議題（2）関係でございますが、資料3の警察庁配付資料は、3-1から3-4までございます。3-1が「平成25年上半期のサイバー犯罪の検挙状況等について」、3-2が「平成25年上半期の出会い系サイト等に起因する事犯の現状と対策について」、3-3が「平成25年上半期の児童ポルノ事犯の検挙状況等について」、3-4が「内閣府における『子どもの安全に関する世論調査』の実施結果【抜粋】」についてでございます。

資料4の総務省配付資料でございますが、これは「『平成25年度青少年のインターネット・リテラシー指標等』の公表」についてでございます。これには別添がございます。

不足等がございましたら、事務職までお申し出をいただければと思います。

また、本日の会議の議事録につきましては、別途、各委員の皆様方の御確認をいただいた後、座長にお諮りした上、公開をさせていただきたく存じますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○山岸参事官 それでは、そのようにさせていただきます。

以上でございます。

○清水座長 どうもありがとうございます。

それでは、本日の議事に早速入らせていただきたいと思いますけれども、前回の検討会のときに、ソーシャルメディアにつきまして、いろいろな課題等の御発言がございました。そのようなことから、今回は、特別に検討会の回数をふやしまして開催しているところでございます。

議題1ですけれども、「ソーシャルメディア運営事業者等からの意見聴取」となっております。今、申しましたように、前回、特にLINEについて委員の方々から多くの御意見がございましたので、今回は、LINE株式会社からヒアリングを実施させていただきたいと思っております。

それでは、LINE株式会社政策担当の大倉様から御説明をお願いいたします。よろしく御願いたします。

○大倉氏 LINE株式会社の大倉と申します。

本日は貴重な時間をいただきまして、ありがとうございます。私から、LINEのご紹介と各種対策についてお話しさせていただければと思います。よろしく御願いたします。

2ページをごらんください。LINEの軽くご紹介のページになっているのですが、簡単に申しまして、無料通話と無料メール／メッセージ、この2つの機能を持ったサービスとなっております。そのメッセージサービスの中には、一番右にございますと

おり、グループトークというように複数人でのメッセージのやりとりができるという機能もごございます。

それから、3ページにまいりまして、弊社のLINEサービスの基本的なコンセプトなのですが、すけれども、大切な人との“ホットライン”ということで、従来、ほかのSNSと呼ばれるサービスはたくさんありますけれども、一般的なSNSですと、自分がいて、友人や家族とか、同僚とか、知人とか、それがセミオープンといいますか、半公開の場でメッセージをやりとりする、そういうふうなサービスが多いのですけれども、弊社のLINEというサービスはそれとは異なりまして、自分と友人との1対1のコミュニケーションとか、自分と家族との1対1のコミュニケーション、こういったものが集まったサービスになっております。そういう意味で、弊社としましては、“Closed Group Communication Service”、閉じられたサービスですよということで、これがキーコンセプトになっております。

4ページにまいりまして、ここはメッセージサービスの内容をご説明したページなのですが、メッセージでは、テキストとか絵文字、スタンプと言われる図柄、漫画のようなものとか、写真・画像、あるいは動画のメッセージとか、音声メッセージ、最近ではスナップムービーといまして、手軽に動画を撮って送れるというようなサービスも追加しております。ちなみに、ここで位置情報と書いてありますが、これは利用者の皆様の本当にいる位置を送るのではなくて、地図の中から任意に1点を指定して、その場所の住所を送るというサービスになっております。

それから、5ページ目にまいりまして、こちらは無料音声通話の機能サービスになっております。ボイスオーバーIPの技術を使いまして、無料で音声でしゃべることができる、電話のような機能になっております。最近、ビデオ通話も可能になっております。

かけあしで申しわけございません。ある程度、皆様御存じかと思ひまして、6ページからが本題なのですが、6ページで紹介させていただいている活用事例というもののなのですが、こちらはLINEの非常によい使い方の例ということで挙げさせていただいております。

LINEの開発のきっかけとなりましたのが東日本大震災で、地震のときにもつながるようなメッセージサービスができないかということで開発に着手したという経緯がございます。ですので、ここに紹介させていただいている事例は、例えば、2013年7月29日の例ですと、山口県で起こった川の氾濫。このときに高校生がLINEを使って避難を呼びかけて地域の人々の避難に役立てたというような、よい事例が聞こえてまいっております。

そのほか、4月6日には淡路島の震度6の地震のときも、複数の友人が「大丈夫？」などとメッセージを送って無事が確認できたとか、そういういい使い方がなされています。

また、2月5日の三重県の高校での避難訓練にもLINEが使われていまして、現在地の確認だとか、避難者の表情とか、画像が送れますので、そういったものを随時連絡できて、非常に役に立ちそうだという声をいただいております。

災害とは関係ないのですが、1月23日の調査結果も出ておりまして、夫婦仲が改善した

と。コミュニケーションの頻度が高くなったりとかして、そういう意味で役立つというお声もいただいております。

これ以外にも、部活の連絡で使っていただいたり、あるいは、私たちが聞いている限りでは、タイの警察の皆様も内部の連絡に使っていただいているとか、いろいろ活用していただいているところがございます。

次の7ページにまいりまして、とは言いますが、非常に便利なサービスということで、利用者の皆様がトラブルに遭われることも弊社としては十分認識しているところではございます。

まず、知らない人とつながることによって、例えば、売春の被害ですとか、非常に悪質なケースも散見される場所でもあります。知らない人とつながる、出会い系のような形で弊社のサービスを使われる、そういう利用者もいらっしゃるの、それに対して、当社としてもサービスの改善をして対策をまいりました。

まず、ID検索数の制限と書いてございますけれども、出会おうと考えている、そういう悪い人ですけれども、そういう方はどんどん、どんどん、適当にLINEのIDを入れて検索して、そしてつながろうとしますの、そういう数が多い利用者については、検索させなくするという制限を設けております。

あるいは、最近発表させていただきましたけれども、18歳未満の利用者のIDの利用を制限するという施策も打っております。こちらは、今、Android版で、キャリア3社、ドコモ、au、ソフトバンクモバイルに御協力いただきまして、こういった施策をしております。

それから、利用者向けの対策なのですけれども、まず、利用規約に出会い系のような行為を禁止しますということを書かせていただいたり、LINEID交換掲示板とかアプリを使用しないように注意喚起をさせていただいております。

LINEID交換掲示板というものなのですけれども、これは弊社が運営するものではなくて、外部の個人とか、小規模の会社とかが立てている掲示板サイトになるのですけれども、ここでSNSと呼ばれる、弊社のLINEのIDですとか、あるいはカカオトークのIDとか、そういったIDを交換して、もちろん出会いに使おうと、こういう掲示板です。

その下にも書かせていただいておりますけれども、こういった掲示板とかアプリがどれだけあるのかというのは、弊社は逐次モニタリングをしております、そういったサイトを潰すといいますか、そういう活動しております。

ただ、弊社の知財権、著作権とか、商標権とか、こういったものを侵害しているサイトですと、簡単といいますか、それを理由にしてテイクダウンさせることは可能なのですけれども、悪質なサイトは非常に巧妙にすり抜けて、犯罪にも当たらない、知財権の侵害にも当たらないというようなサイトもたくさんありまして、弊社も非常に困っているところでもあります。数で言いますと、大体300サイトぐらい、これまで見つけておりまして、75%ぐらいテイクダウンさせております。ただ、やはり悪質なサイトはいつまでたってもなくなるという状況でございます。

それから、下に行きまして、迷惑メッセージ対策ということを書かせていただいております。こちらは、いわゆるスパムメッセージです。スパムを送る業者がいて、そういった不審な送信者の挙動とかを分析して利用を制限する。例えば、スパム業者が電話帳に何とか何とかの0001番から2番、3番、4番と順に1万件ぐらいの電話番号を追加して、そして弊社のサーバーにアップロードして、誰かにつながってメッセージを送ろうとする業者もおられますけれども、そういった不自然な電話帳のデータが見つかった場合には利用を制限するというような対策とか、あるいは不特定のユーザーへ短時間で大量のメッセージを送信する。同じ文言を送信することが多いので、メッセージのバイト数が同じものが、例えば、1,000件とか流れた場合には、これはおかしいということで、弊社のほうでも利用を制限する、遮断するというような対策をさせていただいております。

8ページにまいりまして、こちらは、先ほど申し上げたLINEIDの検索を制限する。18歳未満のIDの検索、能動的に検索することも不可として、受動的に検索されることも不可とする、こういった施策を行っております。

それから、9ページにまいりまして、LINE安心安全ガイドというものも弊社のウェブページで公開させていただいております。こちらには3種類ありまして、学生のみなさまへ、保護者のみなさまへ、弊社の安全への取組、この3本立てで資料を公開させていただいております。ここでは、先ほど申し上げたように、出会い系の問題に学生の皆さんが巻き込まれないようにするにはどうしたらいいとか、ネットリテラシーが大切ですよという形で啓発をさせていただいているという状況です。

最後の10ページにまいりまして、こういった安全安心ガイドを配付する以外にも、実際に全国を弊社の従業員が回っております、教職員の皆様とか、ネット指導員、生徒、保護者、消費生活相談員、弁護士、公務員、これらの方々を対象とした啓発活動を随時実施させていただいております。

去年、2012年には13回と少し少なかったのですが、今年は力を入れておりまして、これまで93回開催しております。今年は12月まであと31回開催予定ですので、全部で124回開催する予定になっております。

それから、下に書いてありますけれども、啓発活動の拡大強化というのも弊社で取り組んでいきたいと思っております。これまでは啓発活動に従事する従業員が少なかったもので、なかなか回数をこなせないということがありましたので、弊社の社長の森川が先日発表をいたしましたけれども、啓発の専門の組織を立ち上げるとか、啓発活動の人員の補強、増員とかを含めて、そういったことを目指していく。これがまず1つ目の今後の方針になっております。

それから、2つ目としまして、学校専用お問合せ窓口の開設と書かせていただいておりますけれども、啓発活動を通じまして、学校の現場の皆様、特に先生方が子供たちのLINEの使い方について非常に御不安があられるということで、弊社に対し、直接連絡をさせていただいて、弊社から直接、こういうふうにしたらうまくいくのではないですかということ

をアドバイスさせていただく、そういったお問合せ窓口を開設することを検討しております。

このように、弊社もいろいろな問題点を認識しておりまして、それを速やかに改善するために日々努力しようと考えておりますので、よろしく願いいたします。

弊社の発表はこれまでとさせていただきます。ありがとうございました。

○清水座長 ありがとうございました。

それでは、もう一件、御説明をお願いしたいと思いますが、一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構（EMA）の事務局、広報担当の岸原様からお願いします。よろしくをお願いします。

○岸原氏 それでは、EMAからプレゼンテーションさせていただきたいと思います。

表題で「EMAの現状と青少年保護・健全育成の取組について」と書かせていただいておりますが、インターネット環境整備法をはじめとしました青少年対策は、約5年前にフィーチャーフォン時代に枠組みとしてつくられております。フィーチャーフォンに関しましては、EMAとしましても最大限尽力をしてくれておりますが、関係皆様方の取組によって、非常に大きな効果を上げられたのではないかと考えております。

ただ、一方で、現在、スマートフォンが市場の約4割を占めておりまして、今後どんどん青少年にも普及してくる。この環境については、EMAの反省も踏まえてなのですが、プラットフォームを海外事業者がつくっているということもありますが、これは取組が後手後手になったのではないかと考えております。現在、青少年保護の取組が機能していくかどうかという大きな瀬戸際に来ているのではないかと考えておりますので、ぜひその点も踏まえて御説明をさせていただきたいと考えております。

まず、スマートフォン環境に合わせて、EMAがこれまでどういったことを行ってきたかということをお説明させていただいて、その後、事実関係としまして、どういうことが起きているか、きょうの議論のたたきとして資料を数枚用意させていただいております。

スマートフォンの取組については、総務省の研究会を初めとしまして、既に御存じの方もいらっしゃるかと思います。若干おさらい的に御説明をしたいと思っております。

まず、スマートフォンの課題といいますか、これまでフィーチャーフォン時代に行われた環境と大きく何が違うかということであると、これまでは携帯電話のネットワークとPCのネットワークはある程度分かれていた。これがほぼスマートフォンで一体になった。フィーチャーフォン時代には、携帯電話事業者を中心としたプラットフォームの中で取組というものがなされております。EMAの基準としましてもそれを前提にしておりましたが、環境の変化に合わせて、認定対象をURLに変更しております。こちらが2ページ目でございます。

1枚めくっていただきまして3ページ目でございますが、ちょっと字が小さくて、細かい文言ばかりでございますが、概要としましては、これまで携帯デバイスを対象としておりましたが、既にネットワーク側で制限がかけられないということで、表示するデバイス

を問わず、EMAの認定基準を満たすサイト運営をするというふうに変更しております。具体的な基準の変更としましては、4ページ目の下線部分を変更することによって、コミュニティサイトの定義ということで対応しております。

次の5ページ目でございますが、スマートフォンの課題ということで、これまでのフィーチャーフォンでは携帯電話事業者のネットワークのみでございましたが、無線LANの接続先によって特定ができないということが大きな特徴でございます。これまでブラウザ等のフィルタリングの仕組みというものは、ネットワーク上で、通信事業者のサーバー上で設定をしておりました。そうしますと、どのネットワークを通るかわからないということになりますと、ネットワークでのフィルタリングが機能しないということが、この無線LANの問題であります。

もう一点、これまではブラウザを中心としたコンテンツの提供でございましたが、アプリケーション、PCではよくソフトウェアをダウンロード、あるいはインストールして使うという環境がありますが、これとほぼ同じ環境がスマートフォンで用意をされております。そうしますと、先ほどと同じでございますが、ブラウザ上、ネットワーク上にフィルタリングをかけておきますと、このアプリケーションからのフィルタリングというものが機能しないということで、2つ目の問題点が出てきております。

これを図に示しましたのが次の6ページ目の環境になっております。細かい部分で、接続、あるいはアプリフィルタリング、ブラウザフィルタリングといったものが経路によっては機能しないというのが大きなポイントでございます。

これに対応するために、次の7ページ目、EMAのほうで基準改定を行っております。また、スマートフォンのフィルタリングを機能させるために、通信事業者様のほうで、これまでネットワーク上でフィルタリングの設定をしたものが、端末の中でその制限機能を入れる。これによって、無線LAN及びアプリケーションもこれまでと同様のフィルタリングの設定ができるような形で、現在、環境が整備をされております。これに対応するために、EMAとしてはこれまではブラウザだけでございましたが、アプリケーションを対象にした認定制度ということで、サイトの一部としてアプリケーションを申請する場合に、今回のEMAの基準を満たすことによって認定対象に含めるという形で対応しております。

次の8ページ目がその基準の改定ということで、最終的に一番下のところが現在の状況になっておりますが、これまではウェブブラウザとアプリケーションということで、サイトを前提にしたものになっておりましたが、アプリケーションのみでも認定できるというふうに基準の内容等を変えております。

ここで、御説明の内容としては若干違う部分になるのですが、1枚戻っていただきまして、7ページ目のところでございます。これはEMAの反省もございまして、基準をつくる上で、こういった認定制度は世の中で初めてだということで、ある程度精緻化をして説明をしていかなければ事業者にも伝わらないだろうということで、ある程度詳細に基準をつくり込んでおります。

そうしますと、当時想定されていたこととしましては、新しいサービスが生まれてきたときに、EMAの基準が対応できるかどうかということで、基準の中に「ただし、各要求項目に対して、外形上は要求項目を明確に達成できないと言えないものの、サイトの多様性や個別背景等により要求項目と同水準の管理レベルが達成できているとサイト事業者が合理的に考える場合には、EMAのほうに遡及をして、充足しているとEMAが判断すれば同等とみなす」ということで、新たなサービスの多様性ということを保証しておりましたが、これはEMA側からのメッセージのやり方のまずさということもあったかと反省はしておりますが、現在ある基準自体を硬直的に捉えられるということで一般的に理解されているのではないかとこのように反省をしております。

それでは、9ページ目でございます。アプリケーションの審査・認定対象範囲ということで、ブラウザとアプリケーション、両方を前提として、青少年の利用を前提とした運用管理体制であれば審査の対象とすることで新しい環境への対応を進めてきたということでございます。ただし、これが十分であったかどうかということは、EMAとしましても引き続き基準の柔軟な運用を含めまして、さらなる検討を行っている状況でございます。

次の10ページ目で、認定と審査・運用監視の状況を御説明しております。アプリケーションに関しても短期間ではございますが、認定アプリが現在481本ということで進めております。

それ以外に、審査・運用監視の状況について、認定率、認定継続率、これもEMAとして厳密に運用しているということになる一方で、新たなサービス等の多様性への対応も今後検討していかなければいけないと思っております。現在、認定サイトの総会員数としては1億8,500万、これは延べユーザーになりますので、重複等もあるということでございます。

ここで、お詫びと訂正でございますが、1日当たりの投稿削除件数が2万8,002件となっておりますが、10万の位の数字が抜けておまして、32万8,002件ということで訂正をしていただければと思っております。

ここまでの、スマートフォンの新たな環境に対して、EMAとしても最低限認定の間口を閉めてはいけないということで対応してきた現状でございます。

次の11ページ目からは、EMAの認定制度を含めまして、青少年の保護及び健全育成の取組としまして、現状の課題と論点を若干整理させていただいております。先ほど御説明しましたが、現在、フィーチャーフォンからスマートフォンへの移行が大幅に進んでおります。これはMM総研の資料から抜粋をしておりますが、あと数年で約7割に近くなってくるのではないかと。先進国の中では、スマートフォンの普及率は日本が今、一番おこなっているという状況で、スペインとかイギリスにおいてはもう70%近くなっています。フィーチャーフォンを引き続き支持をされているユーザーがいらっしゃるにしても、それくらいの割合については早晩普及が進んでくるだろうということでございます。これによって、先ほどご説明した新たな課題である無線LAN、アプリケーションへの対応が現在求められているということです。



現在、日本で一般的に言われているフィルタリングの仕組みはAndroidの中で機能しております。一方でiPhoneを初めとしたiOSでは、OS事業者が用意したシステムが基本であり、日本標準のフィルタリング等の仕組みは提供できておりません。現在普及している端末に関しましては、まだAndroidのほうがiPhoneよりも2倍ぐらいありますが、御存じのようにドコモからも発売されるということで、今後発売される端末はほぼ1対1ぐらいになるのではないかとされておりまして、現在、Androidがまだ数的に多いということで、これまで用意しておりますフィルタリングの仕組みも、辛うじて大多数のユーザーが利用できるという環境になっておりましたが、今後この環境も変わってくるということでございます。

それと、青少年のインターネット環境整備に関する1つの大きなポイントでありますフィルタリングでございますが、これが現在、減少傾向をたどっています。平成24年の6月をピークに、そこから約二十数万件、現在、減少しているという状況でございます。これにつきましては、当初、スマートフォンで用意されたフィルタリングの仕組みが、3つほど設定をしないと機能しない。つまり、ネットワーク、無線LAN、アプリケーションと3つのルートがありますので、それぞれを設定しなければいけないということで、非常に手間がかかったということがあったかと思うのですが、現在、これは通信事業者様の努力によって改善をされております。ただし、端末の普及が早かったこともありまして、スマートフォンにおけるフィルタリングの意識の低下というのはどうしても発生しているのではないかと感じております。

一方、非認定サイトであるコミュニティアプリが現在、利便性の高さによって、一般利用者に非常に普及をしております。現在、EMAの認定となっております。フィルタリングを入れるとコミュニケーションアプリ自体が利用できないということによって、フィルタリングの解除が進展している。これは学校の先生方がよく御説明されていることではないかと感じております。これについては、カスタマイズ機能により、実際にフィルタリングがかかってもコミュニケーションアプリが利用できるという方法がありますよということは説明されているのですが、手続の煩雑さ等から普及が困難になっています。

一方で、児童被害経路の変化ということで、後ほど警察庁からも御説明があるかと思いますが、最新統計によると、児童被害経路に大きな変化が起きています。これまでのSNS等のコミュニケーション機能から、ID掲示板を起点とする経路での児童被害が増大しているということになっております。ただし、今後、世界中からアプリケーション等によってさまざまなサービスが提供できるという環境になっておりますので、青少年保護の対策もそれに合わせて随時改善をしていくということをやっていかないと、実際に機能しなくなるのではないかと感じております。

これについての論点でございますが、そもそもフィルタリングというのは自転車の補助輪的なものである。本来であれば、そういった制限がなく自由に利用できるというのが一番望ましい姿ではあるのですが、まだリテラシーが低い、あるいはまだ判断能力がない、守られるべき青少年に関しては、一定の施策が必要であろうということで進んできており

ます。現在の状況がリテラシーの向上による必要性の低下ということであれば問題はないかと思うのですが、児童被害自体がふえているということからすると、利便性のためフィルタリング利用の低下による悪い循環が発生しているのではないかと考えております。

これまでは、配信環境というのは国内事業者がつくった国内基準でございましたので、日本の青少年保護の施策といったものを対応しようということはある程度機能してきたということでございますが、現在、環境自体も完全にグローバル対応になっているということに関しては、新たな環境に対応できる制度といったものが必要なのではないかと考えております。ここについては、さまざま論点はあるかなと思います。先ほどのフィルタリングと啓発教育をもっと実効性を持って対応させていく、あるいは、これまで法規制以外に慣習的に過去5年ほど、運用というものはされてきている、社会的規範として、機能している部分があります。海外から見ますと、こういったダブルスタンダード的な運用というものがわかりづらいということになっているのではないかと考えていますので、ある程度一本化をしていく、あるいはこれまで慣習的に運用されていたものを明文的にはっきりさせていくということも、国内外の事業者にイコールフィッティングで対応することは、日本の青少年保護を進めていく上では必要なことであるかなと考えております。

では、認定制度が新たな環境にどういったことができるかということで、コミュニケーションアプリに関して若干考察をしているのが最後のページになります。現在、1つの方向性として、コミュニケーションアプリを利用するためにフィルタリングの解除を進めているという現象もあると御説明をさせていただきましたが、現在、フィルタリングを利用する場合、ID掲示板とコミュニケーションアプリは、同じ領域にございますので、コミュニケーションアプリを利用するためにフィルタリング利用が低下する。それによって被害児童が急増しているということがあるかと思えます。

これが、認定制度を利用して、フィルタリングとアプリ制限機能を利用しますと、実際にID掲示板からコミュニケーションアプリの経路といったものを制限することが可能になってきます。これまでSNSの場合ですと、掲示板機能と1対1通信機能が一体でございましたので、認定制度を利用する場合も、いずれも利用できるという環境からしますと、コミュニケーションアプリに関しては、認定制度を使ったフィルタリングによって、SNS以上に効果が発揮できるのではないかと考えております。ただし、これをやれば全てが解決する、万能というわけではございませんが、青少年を保護するこれまでの取組といった点からは、1つ有効な策ではないかと考えております。

以上、EMAの現在の取組と青少年保護と健全育成の取組についてプレゼンテーションさせていただきました。どうもありがとうございました。

○清水座長 どうもありがとうございました。

LINEとEMAからプレゼンしていただきました。この御説明につきまして、御質問、あるいは御意見ございましたら、お願いします。どうぞ。

○曾我委員 曾我でございますが、PTAを経験した者として、お話をさせていただきます。

LINEにお話を伺いたいのですが、今年の初旬あたりから青少年が非常に使われるようになってきたときに、私ども、青少年インターネット整備をここまで子供たちの環境を重要視する中で進めてきたのは、青少年がこれから利用するネットにつながる道具である場合においては、青少年保護のもとに、青少年保護・バイ・デザインの精神の中で使用するような環境を整えると。となると、どういうことかということ、フィルタリングがかかった中で使用できる道具につくり変えるということの御対応をSNSにもこれまでいろいろお願いをしてきておりました。そういう中で、LINEのすばらしさが非常に青少年に受け入れられているということであれば、まさしくLINEの方々も青少年が使うということは前提におわかりになっているわけですので、そのような対応をどのようにお考えになっているのかというのが、先ほどの説明の中でなかったもので、ぜひお伺いしたい。

もう一点は、EMAのほうからいろいろな話があった中で、社会環境が変わってくるという中で対応していかなければならないとすれば、総務省としては、これからの通信行政の中で、どのような対応をしていくことで、この青少年インターネット整備法をきちんと堅持していく環境を整えるのかということをお考えになっているのかということのも、通信を司るところとしてお話を伺えればありがたいと思います。よろしく申し上げます。

○清水座長 ありがとうございます。

それでは、LINEと総務省に御回答をお願いしたいと思いますが、まずLINEからお願いします。

○大倉氏 青少年保護に対する考え方ですけれども、もちろん弊社もいろいろな問題点は認識しております。弊社の認識としましては、犯罪被害から守るとというのがまず第一義だと。これは非常に重篤な結果を引き起こしますので、それに対しては、これまでいろいろな施策を打って抑止してきたかなと思ってはいますけれども、それ以上に、昨今問題になっているのは、犯罪ではないのだけれども、悪い使い方というところが目立ってきているかなと思っては、それについては、弊社の機能を改善するという方策と、2つ目には、啓発活動によってリテラシーを全体的に底上げしていくという方向があると思いますので、その両輪は必ずやっいていこうと、そういう気持ちは変わらないのですけれども、特に啓発活動のほうは、弊社から見て非常に手薄になっているところがありますので、ここら辺を拡充していくという方針をとらせていただいております。

○曾我委員 いいですか。

○清水座長 どうぞ。

○曾我委員 質問の趣旨は、青少年インターネット整備法では、青少年が使うものに関して、フィルタリングがかかった状況で使えるようなツールにさせていただくような対応をお願いしている部分に関して、LINEはどうお考えなのかとお聞きしているのです。

○大倉氏 申しわけありません。フィルタリングがかかった状態で使えるツールというのは、具体的にどのようなことですか。

○曾我委員 ほかのSNSも第三者認定を使って、フィルタリングを使用しても使えるという

形で認定をとられてやっぺらっぺらいますね。そういう意味で先ほどのEMAみたいなところが登場していると思うのですが、そういうところとは連動しないで、全くフィルタリングとは別のところでLINEは今後やっぺらっぺらられるという形でお考えなのですか。

○大倉氏 弊社としましては、EMAの認定制度があるのはもちろん存じ上げていますけれども、コミュニティサイトの審査基準と弊社のサービスとは少しずれがあるという認識をしております、この辺はEMAとも何度か意見交換させていただいたりしているのですけれども、認定基準が、メッセージとかコミュニケーションアプリに対して特化したような制度があれば、弊社としてももちろん、その認定をとってという方向で考えております。

○清水座長 ありがとうございます。

曾我委員は不満かもしれませんが、そういう御回答です。

今の回答に関して、関連してもしあれば。よろしいですか。では、高橋委員。

○高橋委員 同じくPTA関係で、今、全国高等学校PTA連合会の顧問をやっています高橋です。

今、曾我さんが言っていることは、5年くらい前にインターネット整備法ができた段階で、子供たちが安全に安心してネット社会にきちっと対応できるようにしましょうということで、その当時からいろいろな問題があったけれども、各社がそれぞれいろいろな努力をしながらここまで何年かやってきたと。

ちょっとお伺いしたいのですけれども、LINEが実際、本格的に、この資料の中で、2012年12月7日、三陸沖地震でLINEを利用して、登録数が2倍になった。いろいろな講演会を聞くと、ほかの回線は全部いっぱいだったけれども、LINEだけは通じたのですという御説明があるのですが、実際、三陸沖地震の段階ではどういう程度の利用率があったのですか。

○清水座長 お願いします。

○大倉氏 電話回線とか、普通の回線とインターネット回線とどれぐらい利用率の違いがあったかというのは弊社では認識しておりませんが、弊社の中でのメッセージの通数を数えると、大体2倍ぐらいの話です。

○高橋委員 何件ぐらいですか。

○大倉氏 済みません、今、手元には、件数についてはございません。

○高橋委員 そのころからスタートし始めてLINEが出始めたのだけれども、盛んに、ああいった地震災害があったときに、ほかの携帯はつながらない可能性が非常に高かった、LINEだけが動いたのですというメッセージが高校生の中で圧倒的にされまして、私も今のところ、ああ、そうかというぐらいで我慢して聞いているのですけれども、だんだん、だんだん、内容が、先ほど言いましたフィルタリングの問題、そういったことを含めまして、高校生、要は青少年が安心して安全にネットを使えるという基本的な法律を守る上での少々の過大説明だったら許せるのですけれども、全くそれがなかったら、その辺1つ1つを今後潰させていただくかなという気もしております。

最近、いろいろな情報を私どもも手に入れまして、ID検索の問題で、IDの利用制限等も

最近されているということで、非常に感謝はしているのですけれども、きょうの説明の中で、発見次第、警告・削除を要請などがあるのですけれども、詳しく教えていただきたいのですけれども、どういうことをしようとしているのですかね。また、反対にされているのですかね。

○大倉氏 これまでもずっとしていることなのですけれども、まずは、そういった掲示板サイトとかアプリをインターネット上で随時見つけるような、モニタリングですね、そういう活動をやっております。これはロボット型というか、プログラムでクローリングして見つけるという方法もとっております。それで掲示板を見つけた、アプリを見つけたという段階になって、そこで弊社の権利を侵害しているものであれば、例えば、内容証明を送って、サイトを閉鎖してくださいというような対応もありますし、あるいはプロバイダーに対してテイクダウンしろということもやっておりますし、あるいは弊社の知財権を何らか侵害していないというサイトもありますけれども、それについてはお願いのようになってしまいますけれども、その業者に対して手紙を送ってテイクアウトしてくださいと。

○清水座長 知財というよりも、子供たちの安心・安全、その観点の質問なので、それ的に絞って回答していただきたいと思うのです。

○大倉氏 掲示板が閉鎖されることによって安全が保たれる、そういうふうな認識なのです。どういった御質問の趣旨か、私、わかっていないかもしれないのですけれども。

○吉田氏 私が補足します。

○清水座長 お願いします。

○吉田氏 ヤフーの吉田でございます。

いろいろな侵害対応があるのですけれども、ID掲示板という、LINEではない第三者がサイトを開設していて、そこでIDだけを交換する人と出会うということをやっております、ただ、そのこと自体は何ら違法性がなくて、LINE側としては、第三者のサイトがLINEの商標とかを使っていれば、それを理由に、おまえ、テイクダウンしろと強く言えるのですけれども、何ら引っかかる場所がない場合には、単なるお願いしかできないというのが現状でございます、その辺が出会い系サイト規制法等の抜け道となっているというのが現状でございます。なので、LINEとしては、最大限、その点については努力して、きちんと理由があるものについては、そこに言及しつつ、そういった第三者に対して、ちょっと強気に言うことはできるのですけれども、相手もこなれてきて、第三者も、それはアフィリエイトとかで稼いでいるのでしょけれども、なかなか引っかかりのない、文句のつけようがないサイト運営をしておりますので、その点、LINEだけに頼るのではなくて、警察等のお力をかりながら対策をしていく必要があるのではないかと考えております。

○清水座長 どうもありがとうございました。

ここでこの問題を中断しまして、総務省から回答をお願いします。よろしく申し上げます。

○鎌田消費者行政課課長補佐 総務省でございます。

青少年が安心・安全に利用できる観点からは、青少年インターネット環境整備法において、リテラシーの向上とともにフィルタリングの推進が掲げられているところで、民間事業者により自主的に取り組んでいただいて、国はその支援に回るという形で進められています。それに従い、今回のような話も含めまして、民間事業者に自主的に取り組んでいただくということを基本的には期待しているところでございます。それでも社会的な変化とかに応じまして、難しいといった場合には何らか考えていかなければいけないということではもしかしたらあるのかもしれませんが、基本的には民間事業者様のほうで自主的に取り組んでいただくことを期待しているところでございます。

○清水座長 ありがとうございます。

それでは、どうぞ。

○尾花委員 尾花でございます。

お2方の御説明、ありがとうございます。先ほどの曾我さんの御質問に関して、同じような内容の追加補足の部分が1点と、あと、もう2点ほど、LINEに、この場をかりて御相談、あるいはお願いをさせていただきたいことがあって発言させていただきます。

まず、曾我さんがお話になられた、高橋さんも追加で補足されていた、青少年の安全のところなのですが、コミュニティサイトとはちょっと毛色が違うと先ほどおっしゃっていて、それは重々理解できるのですけれども、タイムラインという、子供たちが日常の会話のようにやりとりをしているところに関しての監視・コントロールというのは、システム的に膨大ですし、普段の会話を全部盗み聞きするような取組体制にならないとできないというのは物理的に理解しておりますが、IDとか、その他の、要するにメッセージ交換、いわゆるコミュニティサイトの中で言うところのミニメールに値するような部分に関しての監視・コントロールは、多分、物理的には十分可能なのではないかと思うのですね。

よく通信の秘密に接触するみたいなお話があるのですが、事前に許可をとってれば、通信の秘密に触れることは何もありませんし、実際にコミュニティサイトもそういう形で御協力いただいている、青少年の18歳未満の安全な環境を保ってくれているように企業が努力してくださっているわけですね。

日本だけではないですけれども、今年の年初に1億ユーザー、1億5,000万、2億という、電話以上に子供たちの間ではインフラと化しているのではないかと、本当に一般的になってしまった道具なだけに、メッセージの監視、コミュニティサイト以上に御協力いただきたい点がすごくありまして、LINEはほかの部分でもちゃんと許可をとってチェックしてもらって、年齢のところもそうですね。許可してもらってから、ちゃんと年齢確認するという手続を踏まれていますので、そういった形で、18歳未満に対しては、メッセージ交換に関して、原則禁止というのもありながら、なおかつコミュニティサイトの事業者と同じように、許可をとってから、18歳未満に関しては中身を監視・コントロールする、あるいは年齢層の違う人たちとむやみにやりとりはさせないとか、さまざまな、例えば、EMA認定をとるための御努力というものを、今後取り組まれていく予定があるのかなという

のが、まず1点、お伺いしたい点です。とりあえず、先にそれをお伺いしたほうがいいかなと思います。

○清水座長 一度切らせていただいて、今の御質問について、お願いします。

○大倉氏 確かに同意をとれば通信の秘密の問題はクリアするということはありませんけれども、弊社のLINEの本体と申しますか、そのアプリにつきましては、日に非常に多いメッセージのやりとりがある。大体70億メッセージ以上、全世界であります。弊社でも試算してみました。監視にどれぐらいコストがかかるのかということになると、年間に数百億円くらいというレベルになりまして、これはできませんということでした。これが一部、例えば、18歳未満についてはとか、そういったことだと、そこら辺の試算はまだ行っていません。実際、年齢というのはとっていませんので、どうやって計算するかも考えないといけないのですけれども、そこでコストが見合うのであれば、そういったところで考える余地はもちろんあると考えております。

○尾花委員 ありがとうございます。

○清水座長 あと、もう一つ、EMAの認定に関して、考えはどうかというのがあったと思います。

○大倉氏 先ほどもちょっと申し上げましたけれども、認定基準というのが、今、コミュニティサイトを対象としたものになっていますので、監視しないと認定がとれないというところが、まずはネックになってきています。その辺の認定基準を、コミュニケーションアプリに対するものを何か考えていきませんかというお話とか、そういうのはさせていただいているところでして、それがうまく基準ができれば考えられると思います。

○清水座長 ありがとうございます。

尾花先生、では、2番目の。

○尾花委員 岸原さん、EMAの。

○清水座長 EMA、どうぞ。

○岸原氏 先ほど十分説明したつもりになっていたのですが、誤解もあるのかなと思いますので、2点ほど御説明をさせていただきたいと思います。

先ほどからEMAの基準に対してコメントがありましたが、7ページ目で説明しましたように、現在、EMAの基準の中で、充足すべき要件を定めておりますが、これだけが全てではないと、EMAとしても理解しております。そういった点では、LINEなり、それ以外の事業者が青少年の利用に配慮した対応ということで、十分これで機能しているということを御説明いただければ、それが機能していると判断すれば認定をすることができます。基準を全ての事業者にわかりやすいように書こうということで詳細に規定しているため、それ以外は一切認めないというような誤解が広く普及していたので、先ほどその点、十分説明したつもりになっていたのですが、そういった点に関しては、EMAとしても提供されたものに対して判断するということは十分、現行の基準で可能でございます。ただし、相変わらずそういった誤解もあるということで、もっとわかりやすい形にしていくことも必要かと思っ

おります。

もう一点、先ほど、ID掲示板が気になっているということで、その対策として、ID掲示板自体を、言い方は悪いですが、潰すということが唯一絶対的な対策であるようなお話もありましたが、先ほど最後の12ページ目で説明させていただきましたように、フィルタリングと認定制度を利用すれば、ID掲示板自体はそのまま運用されて、しかも、青少年以外の利用者が使える環境の中で、青少年がフィルタリングを入れてもらえば、LINEも利用できますし、ID掲示板の利用は制限できるという方法がありますので、今後、対策を検討していくときに、これができないからだめだということは余り考えずに、多様性をもって、最終的に、青少年が保護される、あるいは健全育成に寄与するかということが達成されるかどうかといった観点で検討を進めていただければと思っております。

もう一点、先ほど、メッセージ監視が必須、あるいはそこがネックであるといった御発言もあったかと思うのですが、現在、EMAとしては、ミニメール機能を基準の中で必須という形では基準はつくっておりません。ただし、非常に有効な対策でありますので、当然、通信の秘密の問題もありますので、実施する場合には個別同意を実施してくださいと規定しております。

ただし、先ほど言いましたように、SNSというのは掲示板とミニメール機能が一体で運営されておりますので、認定する場合は全ての機能をオーケーにしななければいけないということで、どうしても青少年被害を減少させていく上では、ミニメール監視といったものが非常に有効であったということでございます。コミュニケーションアプリであれば、SNSと違いまして、掲示板機能とコミュニケーション機能、言ってしまうえばミニメール機能を分断することができますので、対応というものは、逆にフィルタリングによってやりやすくなるのではないかと考えております。

○清水座長 丁寧な御説明ありがとうございました。

尾花先生。

○尾花委員 2つ目は、これは中学生、高校生の生の声なのですがけれども、そのまま子供たちの声を代弁しますと、相手の友達リストから消してほしいという要望が常にあるのですね。子供たちの使い方にも問題があって、一概にLINEが全て悪いとか、コミュニケーションアプリが全て悪いわけではないのですが、友達の友達の教えてしまったりとか、あるいはグループの中で、直接知り合いではない友達もグループにしてしまったために連絡先がわかってしまったりとか、いろいろなケースが発生していて、そこからむやみに迷惑メッセージとか、友達になってほしい勧誘がしつこく続いたりとかいうような、さまざまなケースが散見されていて、そのために、私はこの人とコンタクトをとりたくないのに、こんなに迷惑なのに、一生懸命避けても避けても向こうの友達リストから消えてくれないんだらう、消してほしいなという声が多く聞かれるのですね。それは大人とは違った使い方をしているからだと思うのです。

あるいはグループの勧誘もそうで、グループの勧誘をされて、それを入らないというふ



うに拒絶すると、先方はそのグループには誘えなくなるのはいいことなのですが、グループは無敵大につくれるので、幾らでも山のようにつくってしつこく勧誘してくる。たまたまうちの娘がそういうパターンに直接遭遇して、私も画面を見せてもらったのですが、1時間で十何個も同じ人から違うグループ勧誘が来て、グループの構成員はほとんど一緒に、新しいグループをつくっては送って、拒絶されるとまた送ってみたいなことをやっているという、完全に迷惑行為のケースがあるのです。

そういったときに、LINEの安心安全ガイドの中にも、友達のブロックの方法をちゃんと明示してくださっていて、それは大変いいことで、私もセミナーとかでもお話をさせていただいているのですが、友達リストにあえて受け入れて登録しなければブロックできないというのは、受け入れる前に、お願いだからもうアクセスしないでと、要するに、向こうの人に送らないでということが、LINEの場合には、友達リストとか、アドレス帳とかのコントロールをサーバー側でできる仕様になっているので、全てという意味ではなくて、迷惑な申請があったものに限っては、相手側をブロックするとか、相手側のリストからクリックできないようにするとか、何かそういう手だてがあると、子供たちの不安とか、上がってきた声がかバーできるのではないかと考えているのですが、そこについてお伺いしたいのが1点と、これは多分、一緒にお答えいただいてしまって大丈夫だと思うのですがけれども、ゲームなどでも、受験勉強中に、友達が自分よりいい点数をとったという連絡がぼんと来ると、つい勉強をやめて、また最高得点を出したくなってしまいうような子供のさがみたいなどころがありまして、勉強中だけは一時、友達からの点数のお知らせをブロックするとか、あるいは、一たん友達とのゲームを一緒にやると言ってしまったけれども、それをやらなくするとかという、解除とか、一時的中断とかの機能が、今、LINEのゲームにはないので、そこを追加していただければ子供たちの生活時間が守れるような工夫が御家庭でも取り組みやすくなるのではないかと考えています。要するに、ブロックという、拒否とか、解除とかいう観点から、その2点を伺わせていただいてもよろしいですか。

○清水座長 お願いします。

○大倉氏 非常に貴重な情報ありがとうございます。現場で接しておられる方々から情報をいただきまして、弊社も機能改善を目指していきたいと思っております。こちら辺は、よくといたしますか、各方面から聞かせていただくような内容もありまして、ゲームの通知につきましては、きょう初めてお聞きしたような感じですがけれども、この辺は弊社の中の企画の人間とかと定期的に機能改善を私たちもやっているところですので、そこについては前向きに進めさせていただきたいと思っております。

○清水座長 ありがとうございます。

国分委員、どうぞ。

○国分委員 LINEの話にいろいろ質問が出ているわけですが、話が広がることになるかもしれないけれども、スマートフォンのアプリは、iOSといたしますか、アップルの場合はか

なり審査を厳しくしていると聞いております。Android系は、最近は悪用されるということもあってグーグルプレイからの配布だけという制限をつけています。アプリ全体の枠組みの中で、もちろんEMAの努力もあるのですが、その手前に、アプリを登録するところで審査が現実に日々行われています。そこら辺と、日本の法律について注意喚起をするなり、何かコミュニケーションが必要ではないかなと感じているものですから、事務局側でコミュニケーションの機会を作っていただければ幸いに思います。

○清水座長 ありがとうございます。

すぐ回答できるようなことではないので、これから検討していただくということによろしいですか。

○山岸参事官 はい。

○清水座長 ありがとうございます。

それでは、ほかに発言。

○曾我委員 もう一つだけ。

○清水座長 どうぞ、簡単をお願いします。

○曾我委員 トータルの申し上げて、LINEのお話を聞いていると、子供たちへの対応が、いろいろな意味でお金がかかるから、これだけ普及してしまったらできないとしか聞こえないのです。ぜひ日本の中で子供たちを守るシステムを、ほかのSNSも使って、いろいろな形で対応してきていらっしゃいます。そして、フィルタリングが進む中で使用されています。ぜひそれを対応いただく中で、お金がかかり過ぎるからという、コストがどうのこうのということではなくて、青少年に広げた以上は、コストがかかっても守れる対策をしていただきたい。そういう対策ができるように総務省も、もしそれが普及した後にできないということになれば、普及する前にそういう整備をしていくような形を進めるような法整備の検討等も考える必要性が出てくると思いますが、今後ともよろしくをお願いします。

それと、総務省に関しては、これだけ対応が変わってきたので、全てのことに對して、今からグローバル企業もありますので、新しく、どういうふうに対応していくべきかというのは検討会か何かを立ち上げられてやる必要があるとお考えになっているかどうかもお聞かせいただければありがたいと思います。

○清水座長 では、総務省だけ、お願いします。

○鎌田消費者行政課課長補佐 総務省でございます。

御質問の点につきましては、青少年インターネット環境整備法が公布され5年たちまして、その間にスマートフォンなどの普及が広がりまして、御指摘のような新たな動きが非常に広がっているという状況でございますので、青少年にとって安心・安全な環境を整備するためにどういう形で対応するのが望ましいか、環境の変化も踏まえて、検討の場が必要であれば検討を考えていきたいと思っております。

○清水座長 ありがとうございます。

高橋委員、簡単をお願いします。

○高橋委員 時間もあれですから、基本に戻ってお話をしたいのですけれども、5年前にインターネット環境整備法ができたときに、子供たちを安全に安心にきちっと守ろうということで、それでフィルタリングという話が出まして、当初、EMAとか、そういったところが入る前に、ある一部の政治家の方は、国が定める第三者機関でそういったフィルタリングをやっていきたいと思います。当時はホワイトリストだ、ブラックリストだ、まだ余り認知できないような環境から、そういったものが始まったのですね。そのとき私たちがそれには反対して、やはり国が規制するのではなくて、日本の企業というのはすばらしいので、あくまでも民間サイドで第三者機関を立ち上げさせていただいて、国はそれをしっかり協力してサポートして、また御指導をお願いしたいというところから始まってきたと思うのです。

その間、企業が何社かあって、そういった監視体制等でお金はかかる、でも、それでも一生懸命やってこられた。今までのガラケーからスマホに変わった。環境が変わったのであれば、もう一回白紙に戻して、基本的なことを考え直さなければならないのか、あくまでも日本の企業はそれなりの場数を踏んできてこれまで成長してきたわけですから、お互いに力を出し尽くして、同じラインに乗って、日本の子供たちのために、一般の方が使っているのはしようがないと思うのですけれども、リテラシーどうのこうのと言っても、リテラシーもそこまで育っていません。いろいろな環境も、5年前から各社がいろいろな説明会をして、LINEは最近の話ですから、その前に各社がずっと協力して何年間もリテラシー教育をやってくれたのですね。ですから、きのうきょうやったからといって、私はやっていますと言われたら非常に迷惑な話なのですけれども、これは一緒になって、みんな力を合わせていく。それが無理であれば、もう一回原点に戻って、今の環境整備法自体をもう一回考え直さなければならないのかということまで行かざるを得ないところも来ると思いますので、先ほど曾我さんからもお話ありましたように、全ての省庁が一緒になってというのが難しければ、真っ先に総務省が中心になって、その辺を一回考え直していただいて、各省庁の皆様方も、そろそろ見直しの時期だというのであれば、また新しいシステムが必要か、必要でないか、その辺も御判断していただければと思っています。

以上です。

○清水座長 ありがとうございます。貴重な御意見ということで承りました。

それでは、時間の関係もございますので、議題「(2) 報告案件」に移らせていただきたいと思います。資料3でございます。資料3-1から3-2につきましては、警察庁情報技術犯罪対策課から御説明いただきまして、資料3-3、3-4につきましては、警察庁少年課から御説明をお願いします。よろしくをお願いします。

○緒方情報技術犯罪対策課課長 警察庁のサイバー課長の緒方といいます。

お手元の資料3-1及び3-2に沿い、今年上半期の2つの統計について御紹介し、簡潔に内容を御説明させていただきます。

まず、資料3-1でございますが、これは、今年上半期のサイバー犯罪の検挙状況等に

についての資料です。サイバー犯罪全体の検挙件数は4,093件で、昨年と同じ時期に比べると25%ほど増えております。

サイバー犯罪は、(1)から(3)に記載をしておりますとおり、3つの類型に分類しておりますが、いずれの類型でも増えております。特に不正アクセス禁止法違反の類型については、前年同期比で約3.4倍、コンピュータ・電磁的記録対象犯罪等については、同じく約2.3倍ということで、それぞれ大きく増えております。

ただし、正確を期して申し上げますと、今年の上半期には、1つの事件で多数の関連事件、いわゆる余罪を多数立件した事件が幾つかあり、これがこの2つの類型の数字を大きく押し上げる要因となっております。したがって、私どもとしては、体感的には高どまりという認識でおります。

また、3つ目の類型のネットワーク利用犯罪は、多種多様な罪種に分かれます。資料中段のグラフ記載のとおりであります。特徴として、2点申し上げますと、著作権法違反が前年同期に比べると大きく増え、他方でわいせつ物頒布等が大きく減っているところであります。

次に、相談状況であります。これについては、今年上半期、都道府県警察の相談窓口で受理したサイバー犯罪等に関する相談件数は約3万9,000件で、昨年と同じ時期とほぼ同じ数字であります。内容的には、特にアダルト系情報サイトに係る架空請求事案を初めとする詐欺・悪質商法に関する相談が1,000件ほど増え、逆に名誉棄損・誹謗中傷等に関する相談が900件ほど減っているというのが特徴的な状況であります。

今後の対策は資料3に記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。

続いて、資料3-2、今年上半期の出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の現状と対策について御説明いたします。

傾向は、資料下段のグラフのとおり、出会い系サイトに起因する事犯案については、出会い系サイト規制法が改正された平成20年以降、被害児童数は順調に減っており、この傾向は今年上半期も同様であります。

これに対して、コミュニティサイトにつきましては、平成22年にピークを迎えた後、23年以降、全体としては減少傾向にありますが、今年上半期は昨年の上半期と比較すると、被害児童数、検挙件数、いずれも増えております。また、絶対数的にも、コミュニティサイトに係る被害児童数598人という数字は、出会い系サイトに起因する被害児童数73人の約8倍ということで、警察としても取り締まりの対象について、出会い系サイトについて引き続き力を抜かずにやるのは当然であります。また、コミュニティサイトにより重点を置いてやらざるを得ないという状況でございます。

また、このコミュニティサイトに起因する被害児童数について、その内容を見ていきますと、LINE等に代表される無料通話アプリに起因する被害児童が増えております。また、この中身をさらに細かく分析し、被疑者と被害児童がどうやってLINE等の無料通話アプリを利用するに至ったか、その発端を調べていきますと、資料に記載のとおり、また、先ほ

ど来、LINE、EMA、各委員の方からも御指摘のあったとおり、無料通話アプリのIDを交換する掲示板に端を発して、ここでお互いのIDを交換し、ID検索等を通じてLINE等の無料通話アプリに移行し、あとは1対1のやりとりを通じて犯罪被害につながっていくという状況が顕著に見られております。

数字を申し上げますと、無料通話アプリのID交換掲示板に起因する児童被害は、昨年の上半期は警察が把握している限りはゼロでありましたが、昨年の下半期に36人を計上し、今年の上半期は117人ということで、一挙に大きく広がってきたところであります。

これに対し講じている対策の1つが、冒頭LINEからも御紹介のありました携帯電話事業者の保有する契約者年齢情報を活用して、児童についてはIDの検索ができなくなるというシステムの導入であります。LINEが本年9月に大手2社を加えて、大手携帯電話事業者3社と連携して、この仕組みの拡大を図り、スタートしたことによって、児童がこのID交換掲示板を介してLINEでのやりとりにつながるという流れに一定の歯どめをかけられるものと期待しております。

LINEにとっては、重要な機能であるID検索をできなくすることについて、大切な機能の一部制限ですので、簡単な決断ではなかったのだらうと思いますが、現にLINEが、本来意図したものではないにしても、ID交換掲示板を介して被疑者と被害者の連絡ツールとして使われているという現状を重く受けとめて決断をいただいたものとして、警察としても大変歓迎をしておりますし、また高く評価をしております。

この取組が児童被害の減少につながることを期待しておりますし、また、今後、関連するフィルタリングやその他のゾーニング、ミニメールの内容確認、さらにはEMA等への情報提供によるサイトの厳格な監視、こういったさまざまな関連施策と警察による取り締まりとが相まって、今年上半期、若干増加に転じた児童被害の傾向を再び減少に転じさせるべく、警察としても引き続き全力で取り締まりと、対策に当たってまいりたいと考えております。

サイバー課からは以上です。

○清水座長 ありがとうございます。

続けてお願いします。

○田村少年保護対策室長 警察庁少年課の少年保護対策室の田村と申します。

資料3-3と3-4について御説明させていただきます。

まず、資料3-3ですけれども、日付がきょうの日付になってございますけれども、資料3-2と同じように、9月12日付で平成25年上半期の児童ポルノ事犯の検挙状況等について公表させていただいたところでございます。本検討会に関係しているところに絞って簡単に御説明したいと思います。

上の棒グラフを見ていただければと思いますけれども、まず、児童ポルノ事犯の送致状況等でございます。児童ポルノ事犯の送致件数、人員は763件及び568人となっております。棒グラフの緑色とオレンジ色のグラフでございます。送致件数は過去最多を更新しており

ます。それから、赤い折れ線グラフのところ、いわゆるファイル共有ソフト利用事犯についてでございますけれども、こちらについては204件と、過去最多を記録した昨年同期に比べ若干減少してはおりますけれども、いまだ200件を超えており、高水準にある状況でございます。これまで犯行に使用されたファイル、共有ソフトは23種類に上っておりまして、多様化しているのが現状でございます。

続きまして、被害児童のところでございます。折れ線グラフの灰色のグラフを見ていただければと思います。それから、下の表の3番目のところに被害児童数のデータを入れてございます。平成25年上半期に事件を通じて新たに特定した被害児童数ですけれども、これが過去最多となっております。低年齢児童の約8割が強姦・強制わいせつ等の重大な犯罪を手段として製造されたことになっております。事件検挙を通じて新たに特定した被害児童数は、そこにありますように316人となっております、前年同期比58人、22.5%の増となっております。新たに特定した低年齢児童ポルノの製造手段については、今、申し上げたように、強姦・強制わいせつによるものが約8割、それ以外に自撮りの画像をメールで送らせる等の手段によるものがございます。

それから、下の2番のほうですけれども、被害児童のアクセス機器手段ということで、どのような機器を使用したケースが多かったかを調べたものが下の円グラフでございます。こちらをごらんいただくとおわかりのように、スマートフォンを使用して被害に遭った児童が84名となっております、前年同期比65人、3倍以上という非常に大きな数字でふえているのがおわかりいただけるかと思えます。携帯電話のスマートフォンを除くものも24.1%、76人ですけれども、今期初めてスマートフォンによるものが84名ということで、これを上回る数字となっております。これはやはり昨今のスマートフォンの普及に伴って、のあたりのアクセス機器手段の内訳も変化してきているのではないかと思います。

このように、児童ポルノ事犯の実態は非常に深刻な情勢にあるわけございまして、今後、警察庁としまして、本年5月に犯罪対策閣僚会議で決定されました第2次児童ポルノ排除総合対策に基づき、関係機関、関係事業者等と緊密に連携を保ちながら、引き続き低年齢児童ポルノ愛好者グループによる事犯、ファイル共有ソフト利用事犯等の悪質な児童ポルノ事犯の取り締まりの強化、流通・閲覧防止措置等、児童ポルノ排除総合対策を推進していくというところでございます。スマートフォンを利用して被害に遭った児童数は今後また拡大していくことが想定されますので、警察庁としても、こうした形で被害に遭う児童の数が減少するように、引き続き対策を講じていきたいと考えているところでございます。

続きまして、資料3-4の「内閣府における『子どもの安全に関する世論調査』の実施結果」について、簡単に御説明をしたいと思います。

今回の調査の目的としては、近年、子どもの安全を脅かすインターネット上の違法情報、有害情報のはんらんを初め、コミュニティサイト等の利用に起因する犯罪被害の問題や、最近マスコミにも出ております脱法ドラッグ問題等、子供を取り巻くさまざまな問題が生

じていることから、これらの問題に対する国民意識を的確に把握し、今後の各種施策の参考とするために内閣府に調査の希望をしていたものでございます。

今回の調査は、本年の7月11日から21日までの間に全国3,000人の成人を対象として実施され、そのうち約6割に当たる1,801人から回答がございました。男性828人、女性973人と聞いております。

なお、今回の質問については、「スマートフォン」ですとか「コミュニティサイト」などの言葉があるため、回答者に対しては、事前にこれらの言葉を説明した資料を読んでもらった上で、調査に協力していただいているところでございます。

資料を見ていただきますと、最初の1番が、非常に大きな質問ですけれども、「あなたが住む地域において、身近にいる子供が、何らかの犯罪に巻き込まれるかもしれないという不安を感じることがありますか。」ということで、回答が下のようになっております。「ある」「どちらとえばある」と回答した者が全体の50.7%ということで、約半数の方がそういうふうに感じておられるということになります。

1枚めくっていただいて、「ある」「どちらかとえばある」と答えた方に、「子供が犯罪に巻き込まれるかもしれないと不安になるのはなぜですか。この中からいくつでもあげてください。」ということで、その原因と伺いますか、要因についてお尋ねしております。不安になる理由として一番多いのが、「テレビや新聞で子供が巻き込まれる事件がよく取り上げられるから」が72%で最も多くなっております。こちらの性別を見ますと、女性が75.1%、男性が67.7%ですので、女性のほうが若干高いパーセンテージになっております。

2番目以下は、簡単に紹介しますが、「近所に暗く人通りの少ない道や公園や駐車場があるから」ですとか、「子供が一人で登下校することがあるから」などが上位に上がってきております。

また1枚めくっていただきまして、だんだん本検討会の検討事項と非常に関連してくる質問になっていきますけれども、「あなたは、従来の携帯電話と比較して子供がスマートフォンを利用することに不安を感じますか。この中から1つだけお答えください。」ということで、一見しておわかりのように「感じる」が一番多く、「どちらかとえば感じる」を足しますと全体の約72%という形になりまして、3分の2以上、7割強の方が不安を感じているという結果になっております。

また、その関連の質問で、1枚めくっていただきまして次のページに行きまして、「従来の携帯電話と比較して子供がスマートフォンを利用することによる不安はどのようなものですか。この中からいくつでもあげてください。」ということで、複数回答ですので、上の2つは非常に高い数字が並んでおりますけれども、大体推測がつかれるかと思いますが、一番大きな理由としては「インターネット上のウェブサイトやアプリを利用することにより他者とのトラブルや犯罪被害に巻き込まれるおそれが高くなること」が一番懸念されている。2番目が「インターネット上で子供に悪影響を与える情報を閲覧するおそれが

高くなること」、いわゆる有害情報へ子供が接する機会がふえるのではないかという懸念を持っている方が多いことがわかります。3位以下は、「子供がインターネットなどを利用する時間が長時間になるおそれが高くなること」。スマートフォンは非常に簡単に携帯できますので、それは従来の携帯電話も同じですけれども、スマートフォンになり、よりインターネットにのめり込んでしまうのではないかという懸念を抱いていることがわかります。

次に、5ページをごらんいただければと思います。今、サイバー課長から、コミュニティサイトに起因する犯罪の状況についても御説明がありましたけれども、今度はコミュニティサイトを利用することについて、危険だと思いますかという質問が問4でございます。こちらについても、「思う」「どちらかといえば思う」と回答したものを足すと、全体のちょうど8割ぐらいに達しております。

1枚めくっていただきまして、今度は、あなた、大人がコミュニティサイトを利用することについて危険だと思いますかという質問ですけれども、これについては、もちろん子供に比べれば低いですけれども、「思う」「どちらかといえば思う」と回答した者は全体の58.1%という数字になっております。

7ページの間6ですけれども、「あなたは、子供がインターネットを利用するに当たって、どのような安全対策をとったらよいと思いますか。この中からいくつでもあげてください。」という質問でございます。一番回答が多かったのが「信頼できないサイトからはソフトウェアをパソコンに入れない」と、これはパソコンの話です。それから、2番目が、似たような回答ですけれども、「信頼できないサイトからはアプリをスマートフォンに入れない」、これが46.5%ということで、大体半数ぐらいの回答者がこういう回答をしております。それから、「目の届かないところでインターネットを利用させない」「スマートフォンのフィルタリングの実施」「パソコンにウイルス対策ソフトを導入し最新の状態に維持する」「パソコン用のフィルタリングの実施」という形で並んでおります。

最後のページ、8ページですけれども、問7です。「あなたは、インターネット上の有害情報から子供を守るために、政府にどのような対策を求めますか。この中からいくつでもあげてください。」という質問です。一番多かったのが、「有害な情報を掲載するサイトに対する規制を強化する」で62.1%。それから「子供に対するインターネット利用に関する教育を充実する」「保護者や子供に対してインターネットの利用に起因する犯罪の発生状況などについての情報提供を強化する」「スマートフォンの契約・販売時において保護者に対するフィルタリングなどの説明・推奨などが適切に行われるよう事業者などの取組支援する」などの回答が続いております。

ごらんいただければおわかりのように、これらの対策につきましては、私ども警察庁だけで取り組んでいけるものでもなく、関係省庁の方々とよく連携しながら進めていく必要がありますので、今回のこの世論調査の結果も十分踏まえた上、従来とってまいりました対策を検証するとともに、今後より効果的な対策を講じていけるよう、各省庁とも連携し



ていきながら対策を考えていきたいと思っております。

私からは以上です。

○清水座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの資料3についての質問がありましたら、お願いします。

よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして総務省から御説明をお願いします。

○鎌田消費者行政課課長補佐 総務省でございます。

資料4と、あと別添のパワーポイントに基づきまして御説明をさせていただきたいと思っております。

資料4としまして「平成25年度青少年のインターネット・リテラシー指標等」の公表ということで、1カ月ほど前に公表させていただいた資料でございます。御承知のとおり、スマートフォン、インターネットなどの普及が青少年にも非常に広がっているといった中で、それに伴うリスクとか、そういったものも含めまして、青少年の方々がどれだけちゃんと理解できているかといった、現状を明らかにするための指標を開発したというものでございまして、今から2年前の平成23年度に総務省で有識者の先生方に御議論いただきまして、テストとして開発したというもので、昨年、平成24年度に初めてテストを実施しまして、今年2回目のテストを実施したというものでございます。

別添のほうのパワーポイントをごらんいただければと思いますが、2枚めくっていただきまして2ページに「2. ILASの実施概要等」とございます。囲みの中のところで、1、a、b、2、a、b、c、3、a、bと7つ分類がありますが、こちらが実際のテストのときの分類でございまして、OECDで出されたリスク分類といったものがございまして、それをベースにしまして、具体的なインターネット上のリスクに対応が必要な能力を分類したものでございます。今年度、平成25年度の6月から7月にかけて、実際、各地方で高校1年生相当の方々を対象としまして、24の高校で約3,500名の方々に実際テストを受けていただいて、現状を明らかにしたというものでございます。

さらにめくっていただきまして3ページでございます。今年度の結果でございまして、先ほどの7つの分類というところで申し上げますと、右下の中分類というクモの巣のようなレーダーチャートを見ていただければと思いますが、真ん中の上にある総合点というところで申し上げますと、赤字のところが今年度で、青字のところが昨年度でございます。昨年が67点だったのが、今年は69点ということで、成績自体は少し上がっている、リテラシー自体は向上しているという状況でございまして、例えば、へこんでいるところを見ますと、セキュリティリスクとか、不適正取引リスクといったセキュリティに関する面とか、あと、電子商取引とか、そういったものにつきましては、去年、今年、ともに成績が低いといったところで、こういったところを中心として、青少年に対する周知啓発を行っていくことがあるのではないかと読みとれるところでございます。

めくっていただきまして4ページでございます。今回、このテストをするに合わせまし

て、実際、アンケートを実施しまして、例えば、保有している機器はどういったものですかといったことを調査させていただいたところでございます。左側の保有するインターネット接続機器というところでございますと、複数回答で見ますと、高校1年生で見ますと、スマートフォンの保有は84%ということで、5人に4人が持っているということで、非常に高い普及を占めているという状況でございます。

次に、めくっていただきまして5ページでございます。では、それを1日どれぐらい使っていますかというところで見ますと、上の表でございますが、2時間以上が紫色のところでございます、スマートフォンを使っている人が約56%ということで、2人に1人は1日に2時間以上使っているということで、ほかの携帯電話とか、パソコンとか、そういったところに比べると、青少年にとってスマートフォンが非常に身近な存在になっていることが伺えるというものでございます。

さらにめくっていただきまして、7ページ以降の4つが、先ほど申し上げました実際のテストの結果と、あわせて行いましたアンケート調査をクロス集計をしまして、どういった方々が点数が高いとか、そういった傾向を分析したものでございます。

1つ目が、実際保有している機器別というところで見ますと、パソコン、携帯電話、スマートフォン、ゲーム機といったもので見ますと、やはりパソコンを持っている方々は正答率が高い。スマートフォンは総体的に低い。スマートフォンのみを利用している方はさらに低くなるということで、初めてスマートフォンを持った人たちはリテラシーがそれほど高くないので、そういった方々への周知啓発は、スマートフォンの利用が広がる中で重要になってきていることが伺えるというものでございます。

めくっていただきまして8ページでございます。こちらは、リスクとか、そういった課題について、学びたいと思っている方々とか、それを実際、授業などで教えてもらったといった方々については、学習意欲がない方とか、学習経験がない方よりもリテラシーが高いということで、意欲があるとか、経験をしているほうが点数が高くなるということが伺えるというものでございます。

次は9ページでございます。実際にトラブルに遭遇したことがあるかどうかというところを見ますと、遭遇した経験があるほうがリテラシーが高いということで、疑似体験ではないですが、トラブルに対処するような経験を持つことによってリテラシーが上がるということが伺えるものでございます。

最後が10ページでございます、今度は家で話し合いをしているかどうかというところで申し上げますと、やはり話し合いをしている方々のほうがリテラシーが高いということで、家族への対話を通じてリテラシー自体が高くなっていくことが伺えるというものでございます。

総務省としましては、こういった結果を踏まえまして、例えば、安心ネットづくり促進協議会におかれまして、今回、高校生向けに行わせていただいたテストでございますが、それを例えば、保護者向けに展開していくといったことも含めまして、このテスト自体を

広く展開することにより、効果的なリテラシーの向上に向けた施策として使っていきたいと考えておりますので、関係省庁や関係事業者、関係団体とともに引き続きリテラシー向上に向けた取組として進めてまいりたいと考えている所存でございます。

以上でございます。

○清水座長 どうもありがとうございました。

御質問でございますでしょうか。よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。警察庁と総務省から非常に貴重な調査結果を御報告いただきまして、まことにありがとうございました。

それでは、もう少し時間がございますので、本日の議題に関しまして、また、それ以外もあるかと思えますけれども、意見交換をさせていただければと思います。どなたからでも結構ですが、曾我委員。

○曾我委員 たびたびで申しわけございません。昨年の6月、新しい中間提言をしたときに、青少年保護・バイ・デザインということと、もう一つ、提言の中に文言が、これだけ急速に変わる状況の中では、毎年法を見直すことも必ずやっていくという形で、中間報告の形で内閣府に提言をさせていただいた結果、それで全国に青少年インターネット整備法は大きな改正をしないでまた向かったという形で報道されたと思うのです。

きょうのいろいろな話があるように、非常に急速なスマートフォンの普及によって変化が起きています。その中で、青少年を守るためにどのように対応することが重要かというのは、今、法整備の中でも、やらなければならない可能性が非常に高まっていると思いますので、ぜひ3年の見直しの際に報告をさせていただき、そのときに提言の中に盛り込んだ青少年保護・バイ・デザインという精神と、もう一つ、法整備を見直す必要性があるタイミングであれば見直すのだということを、この検討会の中で確認をしていただければ大変ありがたいと思います。

以上です。

○清水座長 ありがとうございます。

ほかにございましたら、お願いします。どうぞ、尾花委員。

○尾花委員 先ほど来、当然冒頭からそうですけれども、警察庁の調査や総務省のILASの結果などにも、フィルタリングという部分がかかなり関係してきていくと思うのですね。特に高校生に関しては、高校生になるとスマートフォンにフィルタリングがかかっていると使いにくいのではないですかと、店頭で店員さんのほうからおっしゃるケースが最近多発していることを聞いておりますので、販売店や量販店も含めて、スマートフォンの販売を扱われるところに対しまして、フィルタリングを外したらどうですかというような説明をすることのないよう、法律にしっかりとって、逆に、こういう方法で外さずに使うことができます、先ほど岸原さんがおっしゃっていたようなカスタマイズ機能で使うことができるのですよ、外さないのが原則ですからというような説明をできるぐらいの店頭の担当者を置いていただくように強くお願いしていただければと思います。

○清水座長 ありがとうございます。

ほかにございましたら。どうぞ。

○高橋委員 フィルタリングを高校生が外してもいい権利をくださいと言ったのは私が言い出しっぺなので、非常に責任を感じているのですけれども、小学校1年生と高校3年生が同じフィルターで勝負できるわけがないではないですかということをやったのが、かえって変なふうに解釈されてしまって、当時、5年前ですから、本当に出始めのころだったのですね。ですから、ほとんどホワイトリストでいくという段階だったので、高校3年生はそういったフィルターだと実際使えないだろうということで、それを外す権利をいただきたいということを言ったのですけれども、どうもそれがひとり歩きしてしまった。ただ、それからもう5年たっていて、当初の小学生が高校生になってきている。この5年間、いろいろな意味でフィルタリングが非常にいい機能をしてきたと思うのですね。

きょう、LINEには申しわけない言い方をしてしまったのですけれども、無料で電話が通じる、無料でいろいろなメールもできる、ただだからというので、保護者のリテラシーが非常に低い。ただだったら、これほど安いものはない、そのかわり、これほど危険なものもないという意識がない保護者、ほとんどフィルタリングとか、そういった経験をしていない人たちがだんだん親になってきた年代なので、子供たちに対することも、ある程度自由にいいじゃないのという保護者がふえてきている。このリテラシーをどうやって上げていくかということで、いろいろな講習会を今やっています。やっても、やっても、毎年毎年、保護者は変わっていきますので、繰り返し、気長にやっていくしかないのだろうなど。無料だから、しかも今度は、フィルターを外さないとLINEが使えないといううわさが出てきて、これはどこかで払拭しないと、このままいくとフィルタリングというものが全部消えてしまうだろうと。今回、LINEにお越し願って、いろいろなお話を聞いたというのは、そういった原因もあるのですけれども、そういうことも踏まえまして、9月とか、7月とか、LINEのID検索機能の改善とか、そういったものを作ってこられたことは評価はしています。

ただ、できましたら、もう一つ山を超えて、フィルターをかけることを一緒に協力してコマーシャルしていただきたい。LINEを使っているということはフィルターがかかっていませんよねなどと得意気に言われると、私どもとしては、フィルターをかける運動をやっているほうとしては、無性に腹が立ってしょうがないという気持ちがありますので、やはり一緒になって、フィルターは基本的にかかけましょう、かけても、LINEの機能は皆が使いやすい、そういったいい方向に行くのだということをお互い相乗りができるようなシステムにもう少し改善していただければ、今後もっともっとうい。それもできてなおかつといたら、さすがLINEはすごいよねといった声が出るような努力もしていただければと。きょう、EMAも見えて、いろいろな誤解があるのだったら、その辺もうまく調整して、子供たちが安心・安全にやっつけられるような形になっていただければと。多分、年々いろいろな問題が出てきます。本当はiPod touchの経産省管轄のゲーム機とか、そういった問

題も幾つかあるのですけれども、とりあえずきょうはこういった話になりましたので、みんなが力を合わせていくのだということをもう一度考えていただいて、前向きに検討していただければありがたいかなと思っています。

以上です。

○清水座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○尾花委員 今、お話を伺っていて、今までのお話をトータルしますと、キャリアのほうの年齢情報がとても大事な役割を果たすようなお話が今回、何回も出てきました。例えば、LINEのIDをとるにしても、フェイスブックのIDがあればアカウントがとれるということで、フェイスブックのIDをとる対象年齢ではない小学生が年齢詐称してフェイスブックのIDをとってLINEを使っているというケースもすごくふえていると聞いています。年齢詐称をさせない家庭環境づくり、学校のほうからの指示、そして店頭での取組、そういったものがきちんとできてくれば、せつかく事業者がやってくさっている取組にもかかわらず、スルーしてしまうようなことが極力減ってくるのではないかと思うのですね。なので、年齢に関して正しい入力をするという、その部分の強化を今後、各省庁、事業者、PTAの皆さん御協力のもとでやっていけるというのが、これ以降の問題の土台を正していくことにつながるのではないかとすごく感じましたので、最後に述べさせていただきました。

○清水座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。どうもありがとうございます。

本日は、前回の議論でいろいろ話題となりましたLINE株式会社に来ていただきまして、状況を御説明していただきました。我々としてもかなり理解が深まったと思いますし、また質疑応答の中でいろいろ回答していただきまして、ありがとうございます。

我々もいろいろ考えていく必要があるということ、本日、強く感じたところがございます。多分、私が想像すると、LINEがサービスを始めたときに、青少年がこういう使い方をするなどということは全く予想できなかったことだと思うのですね。この検討会で扱っているのも、いつも後追いになっているのは、予想できなかったことが、若者に急激に普及するということで、それに対してどうしようかという後追いでやってきているという面があります。したがって、これだけ普及したということは、LINEのアプリがいかに有効であるかという証明だと思います。急激に、これほどまでに普及したという例は余りないわけですが、青少年が思わぬ使い方で思わぬ事件とか、気になる行動になっていくということからしますと、LINE社としては、今後どうするかということかと思えます。先ほど御発言あったのですけれども、機能強化という言葉もありましたし、IDの検索できないようなシステムが既に動いているということですし、警察庁からも高く評価されており、今後も事件は減ることも期待できるという発言がありました。いろいろな対策をやってきておられますが、どういうふうに出ているかということについては、関係府省庁のデータとかを見極めていく必要があると思うのです。先ほど申しましたように、LINE

の利用者数が急激に伸びているということは、その対策は急がれるということですね。ですから、そういう観点で、LINE社としましては、ぜひいろいろ検討していただいて、また普及啓発活動も全国で百二十幾つ会を開くとかやったださっています、それをさらにうまい形で広げていくという活動も含めて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、EMAの岸原さんから、状況を非常にクリアに説明して下さって、問題点と、このソーシャルメディアに関しての今の考え方を、非常にきちつきちつと説明して下さいました。我々もそこまでよく理解していなかった面がありますが、LINEとEMAとの議論もできるだけ進めていただいて、いい方向で解決の方向が出てくれば、我々としては非常にありがたいなと思ひているところであります。

きょう、警察庁と総務省からデータをいただひていますので、そういうことを踏まえて検討していくということがありますし、今後、この検討会としても、関係府省庁、そしてまた企業、民間とか、あるいは学識経験者等の御意見を踏まえて、今後検討していくことが必要であろうと思ひております。

本日は本当にありがとうございました。お2人のプレゼンに対して感謝しますとともに、警察庁、総務省のプレゼン、そしてまた、たくさんの貴重な御意見をいただきました構成員の皆さんに感謝したいと思ひます。PTAのお2人からは、今後の方向ということで検討してほしいということが強く出されましたけれども、一気にできる話と、できない話もありましたので、少しずつ、事務局中心に関係省庁と議論していただいて、今後どうするかということは検討していただければありがたいと思ひているところであります。本日は非常に有意義な検討会であったと司会しながら思ひましたし、私が非常に勉強になりましたと申し上げたいと思ひているところでございます。

それでは、最後に、今後の予定につきまして、事務局からお願いします。

○山岸参事官 事務局から説明をいたします。次回の会合につきましては、既に御連絡をいたしてありますとおり、12月18日の水曜日15時30分から17時30分の開催予定で進めさせていただきます。昨年同様に高校生ICTカンファレンスの最終報告会を兼ねた検討会といたしたいと考えております。また、その会に際しましては、保護者に対する普及啓発資料の改訂等についても御検討いただきたいと考えております。また、先ほど御指摘ありましたとおり、基本計画については3年後をめどに見直すという形で24年の計画ができておりますので、来年度以降の検討会の進め方等についても、その際にまた御議論をいただきたく考えております。

以上でございます。詳細については別途また御連絡をさせていただきます。

○清水座長 どうも本日はありがとうございました。

以上をもちまして第19回の「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」を終了させていただきたいと思ひます。大変貴重な御意見、また、討論をしていただきまして、ありがとうございました。終わりにさせていただきます。ありがとうございました。